

第 52 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

勝海舟基金
-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

勝海舟基金を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(大田区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 17 条中「又は同条第 2 項に掲げる者に該当する場合においては、同条第 1 項から第 12 項まで」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項まで」に改め、「、扶養控除額又は基礎控除額を」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。

第 19 条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 23 条第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同条第 4 項中「によつて」を

「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第35条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第35条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第35条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第36条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第48条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第49条第1項中「第47条第1項」を「第47条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙

巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第49条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第47条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を

100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第49条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
  - 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
  - 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
  - 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
- 第50条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第 51 条第 3 項中「第 47 条」を「第 47 条の 2」に改める。

第 51 条の 3 中「第 47 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第 2 条の 2 の 3 第 1 項中「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

付則第 11 条第 3 項中「第 37 条の 7 まで、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第 2 条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 49 条第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第 3 条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 49 条第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4 を」を「0.6 を」に改め、同項第 3 号中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 50 条中「5,692 円」を「6,122 円」に改める。

第 4 条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 49 条第 3 項中「0.4 を」を「0.2 を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第 3 号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 2 号に定める」を「たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和 59 年法律第 72 号）」を削る。

第 50 条中「6,122 円」を「6,552 円」に改める。

第 5 条 大田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第 48 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 49 条第 3 項中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法に

より換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項中「新条例」を「大田区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第47条第1項」を「大田区特別区税条例第47条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大田区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第49条から第51条まで及び第51条の3の改正規定並びに第6条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成30年10月1日

- (2) 第1条中大田区特別区税条例第23条第1項及び第2項の改正規定、同条第4項から第7項までの改正規定並びに同条例付則第11条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (4) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中大田区特別区税条例第10条第1項及び第2項の改正規定並びに同条例第17条及び第19条の改正規定並びに同条例付則第2条の2の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (6) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第5条の規定 平成34年10月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第5号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第6条第1項及び第8条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（大田区特別区税条例の一部を

改正する条例（平成 27 年条例第 45 号）付則第 4 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（付則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例（第 4 項及び第 5 項において「30 年新条例」という。）第 47 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号。付則第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。）附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式による申告書を平成 30 年 10 月 31 日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 31 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）付則第4条第3項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第4条第2項
	当該各項	同項
第52条第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第4条第3項

5 30年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大田区特別区税条例（以下この項及び次項に

において「32年新条例」という。)第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
	当該各項	同項
第52条第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項

5 32年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第8条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大田区特別区税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
	当該各項	同項
第52条第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

5 33年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、区民税の非課税範囲を見直すとともに、たばこ税に関して、製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」を創設し、その課税方式を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 54 号議案

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成 5 年条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター (以下「ポスター」という。) の作成並びに大田区長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ (以下「ビラ」という。) の作成」を「、法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ (以下「ビラ」という。) の作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター (以下「ポスター」という。) の作成」に改める。

第 6 条中「(大田区長の選挙における候補者に限る。)」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の改正に伴い、大田区議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担に関し、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、

この案を提出する。

第 55 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 借上型区民住宅の部 プラムハイツ糞谷の項を削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

借上型区民住宅のプラムハイツ糞谷を廃止するため、条例を改正する必要がある  
るので、この案を提出する。

第 56 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「および」を「及び」に、「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室については、中高生世代の青少年の自主性及び社会性の育成に関する事業（以下「中高生ひろば事業」という。）を行う。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 別表第 2 に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第 5 条を次のように改める。

（使用の不承認）

第 5 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- （1） 児童の健全な育成に支障があると認めたとき。
- （2） 児童館の管理上の支障があると認めたとき。
- （3） 前 2 号のほか、区長が不適當と認めたとき。

第 7 条を削る。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を第 12 条とし、第 8 条を第 11 条とする。

第 6 条中「児童館を使用する者」を「使用者」に、「または」を「又は」に改め、同条を第 10 条とする。

第 5 条の次に次の 4 条を加える。

(使用料)

第 6 条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、別表第 2 に掲げる施設の使用料は、同表に掲げるとおりとする。

2 別表第 2 に掲げる施設の付帯設備及び特殊器具は、当該施設においてのみ使用し、その使用料は、2,000 円の範囲内において規則で定める。

3 第 4 条第 4 項の規定により承認を受けた者は、第 1 項ただし書及び前項の使用料を使用承認の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第 1 項ただし書及び第 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第 8 条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

別表中

「  
| 同 東糀谷児童館 | 同 東糀谷四丁目 1 番 7 号 | を  
」

「  
| 同 東糀谷児童館 | 同 東糀谷四丁目 1 番 7 号 |  
| 同 東糀谷児童館羽田分室 | 同 羽田一丁目 18 番 13 号 | に  
」

改め、同萩中三丁目児童館羽田分館の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条、第6条関係）

児童館名	施設名	使用者	使用時間			
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで
大田区立東糀谷児童館羽田分室	音楽スタジオ	事業利用者	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 2使用時間以上の使用の場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は徴収しない。
- 3 この表において「事業利用者」とは、第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- 4 この表において「その他の者」とは、第4条第3項ただし書の規定により区長が認める者をいう。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区立東糀谷児童館羽田分室を新設し、同分室で中高生ひろば事業を行うことを定めるとともに、大田区立萩中三丁目児童館羽田分館を廃止するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 57 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有  
する者

第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

（10） 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と  
認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が  
施行され、放課後児童支援員の資格要件が見直されたことに伴い、規定を整備す  
るため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 58 号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例  
大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を  
次のように改正する。

別表備考中第 14 号を第 15 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下  
げ、同表備考第 10 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同表備考第 11 号と  
し、同表備考第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) この表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1 月 1 日現在に  
おいて所得割の税率が大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）第 18  
条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、  
1 月 1 日現在において大田区に住所を有していたものとして計算する。

付 則

この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法の改正を踏まえ、保育料算定の基準となる所得割の計算方法の特例を  
設けるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。